

丸文グループ 人権方針

■ 人権尊重に関する基本的な考え方

丸文グループは、「テクノロジーで、よりよい未来の実現に貢献する」というパーパスのもと、「独自の価値を提供するオンリーワンのエレクトロニクス商社として最も信頼される存在となる」ことを目指しています。そのための基本姿勢として「企業行動憲章」および「行動規範」を定め、企業倫理の徹底とすべてのステークホルダーの尊重を明文化しています。

また、より健康で、安心・安全、快適、便利な生活を過ごすことができる未来を実現するため、丸文グループの事業活動およびサプライチェーンに関わるすべての人々の人権が守られなければならないと強く認識しています。

本方針は、丸文グループの企業行動憲章・行動規範における人権尊重の理念をさらに具体化し、丸文グループすべての事業活動における基盤となるものです。

■ 人権の尊重

丸文グループは、事業活動およびグローバルなサプライチェーンにおいて、関係するすべてのステークホルダーの人権を尊重します。具体的には、強制労働、児童労働、差別・ハラスメントをいかなる形態においても許容しません。また、結社の自由や団体交渉権などの労働基本権を尊重し、安全で衛生的な職場環境の整備に努めます。

■ 国際規範や法令の遵守と支持

丸文グループは、「国際人権章典」、「労働の基本原則および権利に関する ILO 宣言」に定められた「ILO 中核的労働基準」などの国際規範を支持・尊重します。また、「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、事業活動を行う国や地域の法令を遵守します。事業活動を行う国や地域の法規制と国際的な人権規範が異なる場合は、より高い基準に従い、矛盾が生じる場合は、国際的に認められた人権基準を最大限尊重します。

■ 適用範囲

本方針は、丸文グループのすべての役員・社員に適用します。

また、お客様、仕入先様、ビジネスパートナーを含むすべてのステークホルダーに対しても、本方針に沿って、人権の尊重に努めていただくよう求めてまいります。

■ 重要な人権課題

丸文グループは、人権デューディリジェンスの仕組みの構築を進めるにあたり、事業特性およびエレクトロニクス業界におけるグローバルなサプライチェーンを踏まえ、現段階において以下の項目を特に留意すべき重要な人権課題として認識しています。今後、人権デューディリジェンスのプロセスを通じて、これらの課題の特定・評価を継続的に行い、必要に応じて見直します。

サプライチェーンにおける労働環境の尊重：

製造工程などのサプライチェーン上における強制労働や児童労働を排除し、適切な労働時間の管理、適正な賃金の支払い、および安全で衛生的な労働環境の確保に努めます。

責任ある鉱物調達：

紛争鉱物（紛争地域や高リスク地域において、武装勢力の資金源、深刻な人権侵害や贈収賄などの不正、環境破壊を引き起こすリスクのある鉱物）などを用いた製品の調達回避に努めます。

■ 人権に関するガバナンス体制

丸文グループでは、丸文株式会社の代表取締役社長を委員長とし、業務執行取締役及びサステナビリティ活動に関わる部門長で構成されたサステナビリティ委員会において、人権課題を含めたサステナビリティに関する取り組みの検討・審議や進捗管理を行っており、その内容は定期的および必要に応じて取締役会に報告されます。なお、本方針の制定および改定は、丸文株式会社取締役会によって決議されています。

また、丸文グループ各社に対しては、サステナビリティ委員会事務局が必要な指示や伝達、情報の収集を行っています。

■ 人権デューディリジェンスの実施

丸文グループは、「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、当社グループの事業活動に関係する人権への負の影響を特定し、予防、軽減していくために、人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施します。

■ 是正と救済

丸文グループは、自社の事業活動が直接的または間接的に人権へ負の影響を及ぼす可能性を理解し、自社の事業活動により、人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、迅速かつ適切な手段を通じて是正に取り組みます。また、匿名利用が可能な社内外の通報相談窓口を設置しており、守秘義務を徹底し、通報者に対する不利益な取扱いを禁止しています。

■ ステークホルダーとの対話・協議

丸文グループは、人権に対する負の影響（潜在的なものも含む）に関する対応について、社外有識者の助言等を踏まえて関連するステークホルダーと対話・協議を行い、人権侵害リスクの防止・軽減に努めます。

■ 情報開示

丸文グループは、人権尊重の取り組みの進捗状況や結果について、丸文株式会社のウェブサイト等を通じて適切に開示し、透明性を確保します。

■ 人権方針の周知浸透・教育

丸文グループは、本方針がすべての役員・社員に浸透し効果的に実行されるよう周知し、人権を尊重するための適切な教育を定期的に行います。また、取引先等に対しても丸文グループの考えや取り組みの周知に努めます。

制定：2026 年 8 月 1 日

丸文株式会社

代表取締役社長 堀越 裕史